

## キャッシュカード取扱規定

### 1. (カード契約の成立)

当行は、お客様から当行所定のキャッシュカードの申込書の提出を受け、当行がキャッシュカードを交付する等してこれを承諾したときに、キャッシュカードに係る契約が成立するものとします。

### 2. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード（以下これらを「カード」といいます。）の現金自動預金支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「自動機」といいます。）での使用に関しては、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預金提携先」といいます。）の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当行の自動機を使用して預金口座からの振替により預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合（以下この取扱いを「振替入金」といいます。）
- (4) 当行および支払提携先のうち当行がオンライン自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (5) その他当行所定の取引をする場合

### 3. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 当行および預金提携先の自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、預金提携先では通帳はご利用できません。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行または預金提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または預金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

#### 4. (自動機による預金の払戻し)

- (1) 当行および支払提携先の自動機を使用してカードにより預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証と金額およびその他の所定事項を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻しは、自動機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および支払提携先の自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻し金額と第7条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。

#### 5. (自動機による振替入金)

- (1) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って払戻し口座のカードおよび当行所定の振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金額およびその他の所定事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 1回あたりおよび1日あたりの振替入金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行の自動機により振替入金をする場合に、振替入金額と第7条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その振替入金はできません。

#### 6. (自動機による振込)

当行および振込提携先の自動機を使用して預金を払戻しのうえ振込の依頼をする場合には、自動機にカードを挿入し、届出の暗証と振込金額およびその他の所定の事項を画面表示等の操作手順に従って正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 7. (自動機利用手数料等)

- (1) 当行および提携先の自動機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行および提携先所定の自動機利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

- (2) 当行および振込提携先の自動機を使用して振込をする場合には、当行および振込提携先所定の振込手数料および自動機の利用に関する手数料（以下、1項とあわせて「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料を申し受ける場合には、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引き落します。なお、預金提携先または支払提携先・振込提携先の手数料等は、当行から各提携先に支払います。

**8.（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）**（1）代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合は、本人から代理人の氏名（署名）、暗証を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

#### **9.（自動機故障時等の取扱い）**

- (1) 停電、故障等により自動機による預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で預金に預入れをすることができます。この場合振込扱いといたします。なお、預金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。
- (2) 停電、故障等により当行の自動機による払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前2項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により自動機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

#### **10.（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）**

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。）、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取り扱った場合にも同様とします。

#### **11.（カード・暗証の管理等）**

- (1) 当行は、自動機で預入れ・払戻し・振替入金・振込の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ該当預金の預入れ・払戻し・振替入金・振込を行います。当行の窓口においても同様にカードを確認

し、払戻請求書と記入された届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

### 1 2. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

### 1 3. (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

ア. カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

イ. 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

ウ. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんすれば足りるものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行

われた不正な払戻しが最初に行われた日。) から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

ア. 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

イ. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 14. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- (4) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 15. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。なお、預金提携先・支払提携先または振込提携先の自動機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

#### 16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

ア. 第17条に定める規定に違反した場合

イ. 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

ウ. カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行の各取引に共通する規定、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

#### 19. (準拠法令、合意管轄)

- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 20. (規定の改定)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的、技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続きに係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き・インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2023年10月2日現在)

## ICキャッシュカード特約

### 1. (特約の範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード【従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能（以下、「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。】を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。(2) この特約は、「キャッシュカード規定」および「法人キャッシュカード規定」、「デビットカード規定」（これらの規定を以下「カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「カード規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「カード規定」の定義に従います。

### 2. (ICキャッシュカードの利用)

- (1) ICキャッシュカードは、IC対応している当行および提携先の現金自動支払機（以下「支払機」という。）で利用できます。
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機では、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードは、磁気ストライプによる取引となります。

### 3. (1日あたりの取引限度額)

- (1) ICチップによる取引における1口座1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。取引限度額は当行所定の範囲内で変更できます。取引限度額の設定、変更の対象となる取引は、当行が定めた取引の合計額となります。
- (2) 通常の磁気ストライプのみのカードからICキャッシュカードに切替する場合、既に設定されている取引限度額がICキャッシュカードに引継がれます。

### 4. (故障時の対応)

IC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が発生した場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICキャッシュカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

**5. (発行手数料)**

ICキャッシュカードの発行（再発行を含みます。）については、当行所定の手数料をいただきます。

以上

(2020年4月1日現在)